

みんな知っている？

平成28年4月スタート
しょうがい者差別解消法



なにかわかるの？

しょうがい者のある人を
ごまかしてはいけません



しょうがい者のある人
に理由を断るのを断る
入ろうとするのを断る

しょうがい者のある人を
サポートしましょう



よく、いねいにくいかえし説明し
理解してもらえよう

しょうがい者
障害を理由とする差別に関する相談窓口

静岡県 健康福祉部 障害者政策課

TEL 054-221-2352 FAX 054-221-3267 E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

または、お近くの市役所や町役場の相談窓口へ

絵：重圭沙（「えほん障害者権利条約」作画）